

第1章

計画策定の概要

第1章 計画策定の概要




1. 計画策定の趣旨

湖西市では、平成13年3月に「輝く未来を…女と男プランこさい」（第1次計画）を、平成23年3月に「女と男プランこさい（改訂版）」（第2次計画）を策定し、男女がそれぞれの個性や能力を十分に発揮し、あらゆる場で家庭の責任も社会の責任も分かち合える男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。しかしながら解決しなければならない課題は未だ多く存在しています。

現行の計画である第2次計画の計画期間が平成27年度末をもって満了となること、また、平成27年4月1日に施行された「湖西市男女共同参画推進条例」の第20条に基本計画の策定が規定されていることから、施策の進行状況や社会経済情勢の変化により生じた課題等に対応した、新たな「第3次湖西市男女共同参画推進計画」（併せて基本計画とする。）を策定しました。

2. 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	
第2次 計画								
第3次 計画	見直し・ 計画策定							
次期計画						見直し・ 計画策定		

3. 策定のポイント

（1）湖西市男女共同参画推進条例を踏まえた取組の反映

男女共同参画社会の形成に関する取組を、より総合的かつ計画的に推進するための指針として、平成27年4月1日に施行された「湖西市男女共同参画推進条例」を踏まえた取組を反映しました。

（2）社会経済情勢を踏まえた取組の反映

防災対策の推進や発災時の対応における女性の視点の必要性、セクシュアル・ハラスメントだけではない多様なハラスメント問題、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）など、社会経済情勢を踏まえた取組を反映しました。

4. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」の第14条第3項に基づいた計画です。国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「第2次静岡県男女共同参画基本計画」と整合を図ったものとして策定します。

また、「新・湖西市総合計画」や市の諸計画との調和が保たれた計画とします。

男女共同参画シンボルマーク

男女共同参画社会は、男女がお互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

内閣府男女共同参画局は、平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、男女共同参画のシンボルマークを作成しました。

このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフに、互いに尊重し合い、共に歩んでいけたらという願いが込められています。



男女共同参画

資料：内閣府